

議案第 26 号

令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第 13 号）の件

令和 2 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 7 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7 , 6 8 7 , 8 2 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 3 年 3 月 25 日提出

貝塚市長 藤 原 龍 男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		17,316,244	971	17,317,215
	2. 国庫補助金	11,392,908	971	11,393,879
歳 入 合 計		47,686,857	971	47,687,828

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費		17,364,167	971	17,365,138
	1. 社会福祉費	6,740,893	971	6,741,864
歳 出	合 計	47,686,857	971	47,687,828

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	地域生活支援事業	971